

横浜市ICT活用工事試行要領の改定について

情報通信技術（以下、ICT）の活用により、建設業における生産性の向上を図るため、令和3年度より「横浜市ICT活用工事（受注者希望型）」を試行していますが、さらに活用を促進するため要領を改定します。

●横浜市ICT活用工事とは

次の5項目の各段階について、1項目以上を活用することです。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) ICT建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

●主な改定内容：試行対象の拡大

現行の試行要領では工種と規模を試行対象の要件としていましたが、このうち規模要件について削除し、下表のとおり基準書の適用範囲はすべて試行対象とします。

	工種	適用範囲
1	土工	土木工事標準積算基準書 土工（ICT）の適用範囲
2	法面工	土木工事標準積算基準書 法面整形工（ICT）の適用範囲
3	舗装工（路盤工）	土木工事標準積算基準書 路盤工（ICT）の適用範囲

また、上表に示す工種以外でも、国土交通省がICTの全面的な活用を推進する工種として技術基準類等を作成しているもの等は、受発注者が協議の上でICT活用工事の試行対象とすることができます。

※試行要領については、財政局公共施設・事業調整課ホームページで公表しています。

横浜市財政局公共施設・事業調整課

電話 045-671-2025